

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

北朝鮮が日本人の拉致を初めて認め、謝罪した平成14年の日朝首脳会談以降、5人の拉致被害者とその家族の帰国が実現し、政府においては拉致問題対策本部を設け、政府一体となって問題解決に向けた総合的な対策を推進されているものの、すべての拉致被害者の方々の真相究明及び帰国の実現など、拉致問題の解決に向けた具体的な道筋が未だ見出せない状況にある。

これまで北朝鮮は、我が国の主権並びに日本国民の生命・安全にかかる拉致問題について、極めて不誠実な態度を取り続けてきた。平成20年8月には、日朝実務者協議における合意に基づき、いったんは北朝鮮が拉致被害者に関する全面的な調査を行うこととなったが、北朝鮮からの一方的な通報により、合意事項が実施されない状況が続いている。

拉致事件の発生から既に30年以上が経過する中、拉致被害者及びその家族の置かれている状況を踏まえると、これ以上いたずらに時間を費やすことは決して許されないものであり、早期解決に当たっては、国、地方及び国民が一体となって取り組むことが必要である。

田辺市においては、去る12月2日に拉致被害者の家族を迎えて、1,500人の大集会が開催され、拉致被害者全員の早期救出を訴えられたところである。

よって、国におかれでは、政府認定・未認定にかかわらず、北朝鮮によるすべての拉致被害者の安否確認と早期帰国を実現するため、さらなる国際協調を図るとともに、制裁措置と併せて二国間での対話も進めるなど、全力で取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月21日

田辺市議会

(提出先)

内閣総理大臣
外務大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣
(拉致問題担当)
国家公安委員会委員長
衆議院議長
参議院議長